

市税のコンビニ納付がスタート



● 住宅使用料

納付方法
納付書に表記されたコンビニのレジへ、バーコードが印字された納付書と現金を添えて出してください。コンビニでの納付に手数料はかかりません。

コンビニ納付ができる場合

- 納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- 金額が訂正されたもの
- バーコードがないものや、傷や汚れなどによりバーコードを読み取れないもの

● 納付書の記載金額に満たない一部の納付を希望される場合

- 小切手や約束手形など、現金以外での納付

※3月31日までに発行済みの納付書は、4月以降も引き続き市内の金融機関でご使用いただけます。コンビニで税などを納付していただく場合、庄原市が納付確認を要するのに日数がかかります

4月から、市税・保育料・住宅使用料が、金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)に加えて、全国のコンビニエンスストア(コンビニ)で365日、24時間納付できようになりました。仕事などで、お忙しい方はぜひご利用ください。

【市税・保育料・住宅使用料】

- 市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)
- 保育料
- へき地保育所使用料

[市税] 税務課収納係
☎ 0824-73-1145

[保育料] 女性児童課児童福祉係
☎ 0824-73-1192

[住宅使用料] 都市整備課管理係
☎ 0824-73-1172

減免申請は毎年必要です

税務課資産税係 ☎ 0824-73-1144

次に該当する場合は、固定資産税・軽自動車税の減免を受けることができます。

減免を受ける方は、毎年、納期限の7日前までに税務課または各支所へ減免申請書を提出してください。
第1期の納期限は6月1日(月)です。

【減免を受けられる固定資産】

1. 生活のための公私の扶助を受けている人が所有する固定資産
2. 公益のために直接専用する固定資産(有料の場合を除く)
3. 災害などにより著しく価値が減少した固定資産など

申請に必要な書類など

- ① 減免申請書
- ② 印鑑
- ③ その他減免を必要とする理由を証明する書類
- ④ その他減免を必要とする理由を証明する書類

【減免を受けられる軽自動車】

1. 生活のための公私の扶助(生活保護など)を受けている人が所有する軽自動車

19 2009.04 広報 しまば